詐欺罪と補助金等不正受交付罪の適用関係

【文 献 種 別】 決定／最高裁判所第一小法廷
【裁判年月日】 令和 5 年 1 月 10 日
【事 件 番 号】 令和 4 年（あ）第 608 号
【事　件　名】 詐欺、詐欺未遂被告事件（森友学園補助金詐欺事件）
【裁 判 結 果】 上告棄却
【参 照 法 令】 刑法 246 条・250 条、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 29 条
【掲　載　誌】 判例集未登載
◆ LEX/DB 文献番号 25594595

青山学院大学助教 **佐竹宏章**

事実の概要

被告人Ｘは学校法人Ｐ学園の理事長としてその業務全般を統括し、Ｐ学園が運営するＱ幼稚園の園長としてその業務全般を統括していた。さらに、ＸはＰ学園の関連法人である学校法人Ｒ学園の理事長として、その業務全般を統括し、Ｒ学園が運営するＳ幼稚園の園長としてその業務全般を統括していた。被告人ＹはＸの妻であり、Ｐ学園のため、Ｘが行う業務を補佐するなどしており、さらにＱ幼稚園の副園長、Ｓ幼稚園の副園長としてＸが行う業務を補佐するなどしていた。

①被告人Ｘ及びＹは、Ｐ学園が大阪府豊中市所在の土地に小学校の校舎を建設するに際して、有限会社A_1及び同取締役A_2を代理人として、「サステナブル建築物等先導事業（木造先導型）補助金」（国土交通省から事務事業者に選定された一般社団法人Ｂが、先導的な木質化建築事業を実施する建築主等に対して補助金対象事業の採択以降に着手した建設工事等を対象として交付する間接補助金）について、過大な工事代金を記載した「建設工事請負契約書」を提出するなどして、Ｂ代表理事らに申請内容等が真実のものであると誤信させて同補助金の交付決定をさせ、Ｂ職員にＰ学園名義の銀行口座に振込入金させた。

さらに、②被告人Ｘ及びＹは、Ｑ幼稚園に関する「大阪府私立幼稚園経常費補助金」の申請に際して、大阪府の担当職員に対し内容虚偽の書類を提出するなどして、決裁権限者らに同補助金の交付決定をさせ、数回にわたり、同府職員にＰ学園名義の普通預金口座に振込入金させ、③Ｑ幼稚園及びＳ幼稚園に関する「大阪府特別支援教育費補助金」の申請に際し、大阪府の担当職員に対し内容虚偽の書類を提出するなどして、決裁権限者らに同補助金の交付決定をさせ、数回にわたり、同府職員にＰ学園名義の普通預金口座及びＲ学園名義の普通預金口座に振込入金させ（ただし、③の一部につき大阪府が不交付決定をしたためＸ及びＹの目的を遂げなかった）、④Ｑ幼稚園に関する「大阪市私立幼稚園特別支援教育費補助金」及び「大阪市私立幼稚園特別支援教育費交付金」の申請に際して、大阪市の担当職員に対し内容虚偽の書類を提出するなどして、決裁権限者らに同補助金等の交付決定をさせ、数回にわたり、同市職員に同補助金等を振込入金させた（ただし、④の一部につき大阪市が交付決定を取り消したため、Ｘ及びＹの目的を遂げなかった）。被告人Ｘ及びＹは、①～④につき詐欺罪又は詐欺未遂罪で起訴された。

第一審（大阪地判令 2・2・19 判時 2462 号 64 頁）は、「補助金適正化法 29 条 1 項が刑法 246 条 1 項の特別規定であるという関係にはなく、両罪が競合する場合で、本件のように検察官が詐欺罪として訴追しているときは、詐欺罪に該当する事実が認定できれば、これについて刑法 246 条 1 項を適用して同罪として処断することができると解される。」などと判示した上で、①に関し被告人Ｘ及びＹに詐欺罪の成立を認め、②～④に関し被告人Ｘに詐欺罪又は詐欺未遂罪の成立を認めたのに対し、被告人Ｙに詐欺罪の故意及び共謀が認められないという理由で無罪とし、被告人Ｘを懲役 5 年、Ｙを懲役 3 年執行猶予 5 年に処するとしていた。検察官及び被告人両名が控訴。

原審（大阪高判令 4・4・18 公刊物未登載、LEX/DB25572223）は、一部破棄（第一審が被告人Ｙを

無罪としていた②～④について破棄自判）し、被告人Ｙを懲役２年６月に処するとしたのに対し、検察官の被告人Ｘに対する控訴及び被告人Ｘの控訴を棄却した。詐欺罪と補助金等不正受交付罪の適用関係については、「……『人を欺いて補助金等又は間接補助金等の交付を受けた旨の事実について詐欺罪で公訴が提起された場合、当該行為が補助金適正化法 29 条１項違反の罪に該当するとしても、裁判所は当該事実について刑法 246 条１項を適用することができる（令和３年６月 23 日最高裁第三小法廷決定・刑集 75 巻７号 641 頁）。』と解するのが相当であるから、これに反する論旨は、採用の余地がない。」と判示した。被告人Ｘ及びＹが上告。

決定の要旨

上告棄却。

「被告人両名の弁護人甲の上告趣意のうち、規定違憲をいう点は、原判決に対する論難ではなく、その余は、憲法違反、判例違反をいう点を含め、実質は単なる法令違反、事実誤認、量刑不当、再審事由の主張であり、被告人両名の各上告趣意のうち、憲法違反をいう点は、憲法のどの条項に違反するのかの具体的主張を欠き、判例違反をいう点は、判例の具体的摘示を欠き、その余は、単なる法令違反、事実誤認の主張であって、いずれも刑訴法 405 条の上告理由に当たらない。」

判例の解説

一　はじめに

本決定は、平成 29 年２月９日付けの新聞報道などを契機にして、国会やメディアで追及されていた森友学園国有地売却事件（財務省近畿財務局が学校法人森友学園に対し大阪府豊中市の国有地を、土地の鑑定評価額から、国土交通省大阪航空局によって不相当に多額に算出された廃棄物の撤去費用を差し引いた価額で、売り渡した事件）に派生して捜査が開始された森友学園の当時の理事長及び副理事長の補助金詐欺事件の最高裁決定である。

本評釈では、詐欺罪（刑法 246 条）と補助金等不正受交付罪（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下、「補助金適正化法」という）29 条１項）の適用関係について論じる。

二　詐欺罪と補助金等不正受交付罪の異同

詐欺罪と補助金等不正受交付罪は、他者に対して不正な働きかけなどを行って、本来取得することができなかったはずの財産を取得するという点で類似の犯罪であるといえるが、いくつかの点で異なっている。

まず、①両罪では実行行為が異なっている。詐欺罪では「人を欺いて」という実行行為（欺罔行為）が要求されているのに対して、補助金等不正受交付罪では「偽りその他不正の手段」が要求されている。補助金等不正受交付罪における「偽り」は単なる例示にすぎず、「偽りその他不正の手段」は、「不当に補助金等の交付又は間接補助金等の交付若しくは融通を受ける原因力を有する手段で不正なものを総称する概念」[1] と解されている。たとえば、詐欺罪の欺罔行為に相当する内容虚偽の申請書や書類を提出する場合がこれに含まれるのは勿論のこと、交付行政庁の公務員に贈賄し、あるいは馴れ合って通謀する場合や、交付行政庁側に饗応や利益提供をする場合なども含まれる[2]。その意味で、補助金等不正受交付罪の実行行為は、詐欺罪の欺罔行為よりも広い手段を対象にしている。

次に、②両罪では行為者が取得する客体も異なっている。詐欺罪の客体は、「財物」又は「財産上の利益」であるのに対して、補助金等不正受交付罪の客体は「補助金等」及び「間接補助金等」である。そして、ここでの「補助金等」は、「国が国以外の者に対して交付する」「補助金」等であることが要求されており（同法２条１項）、「間接補助金等」は、「国以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従つて交付するもの」であることなどが要求されている（同法２条４項１号）。したがって、補助金等不正受交付罪において、補助金の不正受交付すべてを捕捉しているわけではなく、間接補助金等に該当しないような地方公共団体や民間の法人が独自の財源に基づいて給付する補助金の不正受交付は対象になっていない。

さらに、③両罪では結果においても異なっている。詐欺罪の結果は、構成要件的結果は、「財物を交付させた」、又は「財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた」であるのに対して、

補助金等不正受交付罪の結果は、「補助金等」の「交付を受け」や「間接補助金等」の「交付又は融通を受けた」であり、現実の交付や現実の融資を受けることが必要であり、交付決定通知を受けることや融通の契約があったのみでは足りないと解されている[3)]。したがって、補助金等不正受交付罪の結果では、刑法 246 条 1 項の財物詐欺に相応する結果を要求しており、同条 2 項の利益詐欺に相応する結果は捕捉されていないといえる。

④錯誤の要否についても異なっている。詐欺罪では、解釈論上、欺かれた相手方が錯誤に陥ることが要求されているのに対して、補助金等不正受交付罪では、不正手段によって、補助金等又は間接補助金等が交付されることで足り、交付主体の職員などが錯誤に陥ることは不要であると解されている[4)]。

その他に、⑤未遂規定の存否、⑥法定刑の重さ、⑦両罰規定の有無などにも相違がある。

三　詐欺罪と補助金等不正受交付罪の適用関係

1　適用関係の問題が生じる場面

二で確認したように、詐欺罪と補助金等不正受交付罪は類似の犯罪ではあるが、それぞれの規範内容が異なっているので、両者の規定が競合する場面は限られている。すなわち、行為者が、「欺罔行為」に相応する「偽り」の手段によって、交付主体を「錯誤」に陥らせて、「補助金等」又は「間接補助金等」の「交付を受ける」場面でのみ問題になるにすぎない。したがって、詐欺罪のみが適用される場面（交付の判断を行う上で重要である事項について内容虚偽の申請書や書類などを用いて、交付主体の決裁権限者などにそれを真実であると誤信させて、補助金適正化法上の「補助金等」及び「間接補助金等」に該当しない地方公共団体や民間の補助金の交付を受ける場合など）や補助金等不正受交付罪のみが問題になる場面（偽り以外の不正な手段で補助金等又は間接補助金等の交付を受ける場合など）では問題にならないのである。

その意味で、本決定の第一審判決及び控訴審判決で、適用場面を限定せずに、詐欺罪と補助金等不正受交付罪の適用関係を全般的に論じていることには疑問が残る[5)]。

2　両罪を排他関係と捉える立場

学説では、かねてより詐欺罪の保護法益を「個別財産」と理解し、詐欺罪が個人法益に対する罪であるということからそれを限定的に解釈することによって、国家的法益や公共的法益に向けられた詐欺罪の成立を否定する見解が主張されてきた[6)]。この立場からすると、詐欺罪とそれ以外の国家的法益や公共的法益に向けられた詐欺的行為は排他関係にあり、後者を処罰するためには詐欺罪とは異なる別の法規定が必要になるであろう[7)]。

しかし、詐欺罪の保護法益は「個別財産」（私見からは「財産管理権」[8)]）であり、国家や地方公共団体もそれを保有している以上、それらに対する詐欺は排斥され得ないと思われる。

3　両罪が部分的に競合すると捉える立場

詐欺罪と補助金等不正受交付罪を排他関係と捉える立場をとらない場合には、両罪は部分的に競合していることになるが、それをどのように処理するのか検討する必要が生じる。

学説や実務では、近時に至るまで、(a) 補助金等不正受交付罪は詐欺罪の特別規定であり、ある事実関係が両罪の構成要件に該当する場合には、補助金等不正受交付罪が適用されるという見解（特別規定説）が有力であった[9)]。この見解によれば、この種の事案を詐欺罪で起訴することは許されないのに対して、補助金等不正受交付罪の対象にならない地方公共団体の（間接補助金等にも該当しない）補助金の不正受交付の場合には、一般法である詐欺罪が適用されることになる（この点で、前述した両罪を排他関係と捉える立場とは異なる）。この見解からは、詐欺罪と補助金等不正受交付罪の両者が適用可能な場面で、詐欺罪よりも軽い法定刑の特別規定を置いた理由として、補助金等の不正受交付について社会一般の罪の意識が低いことなどが挙げられているが[10)]、現在においても妥当しているのかについて疑問が残る[11)]。

これに対して、(b) 詐欺罪と補助金等不正受交付罪は保護法益が異なり、ある事案が両者の構成要件に該当する場面ではいずれの犯罪も成立しうるが、その関係は観念的競合（刑法 54 条 1 項前段）として処理されるという見解（観念的競合説）が主張されている[12)]。しかし、詐欺罪の保護法益は個別財産（私見によれば「財産管理権」）であり、補助金等不正受交付罪の保護法益の内実は「国の財産権」[13)] であり、両者が全く異なる法益を保護している規定であると解するのは困難である。

その他に、(c) 補助金等不正受交付罪は詐欺罪の補充規定であり、詐欺罪が適用されない場合に、補充的に補助金等不正受交付罪が適用されるという見解（補充規定説）[14] や、(d) 両罪は択一関係にあり、ある事案が両者の構成要件に該当する場面では、検察官はいずれかの犯罪で起訴することが許容されるという見解（択一関係説）[15] も主張されている。

(c) 説に対して、これまでの実務では、両罪の構成要件に該当しそうな事実関係でも、補助金等不正受交付罪で起訴され、有罪判決が出されてきたのであり [16]、そのような実務運用が誤ったものとして否定されてしまうという懸念が示されている [17]。しかし、実際の裁判で両罪の競合が生じるのは、証拠によって詐欺罪と補助金等不正受交付罪の双方が証明された場合であり、(c) 説に立ったとしても、検察官が証拠上、欺罔行為や錯誤の立証が困難であると考えて、詐欺罪ではなく、補助金等不正受交付罪で起訴することは排除されないのではないであろうか。その意味で、(c) 説と (d) 説は実務上の運用としては異ならない処理になると思われる。

四　本決定の意義

本決定以前に、最決令3・6・23（刑集75巻7号641頁）が間接補助金等の不正受交付の事案で補助金等不正受交付罪に該当するとしても、詐欺罪を適用することができると解するのが相当であると示していたため、本決定に先例としての意義はないといえる。そして、本決定と最高裁令和3年決定から、最高裁は、両罪の適用関係を排他関係や特別関係とは理解していないことが明らかになったといえるので、補助金等の不正受交付事案が詐欺罪で起訴される場合には、被告人側の主張として補助金等不正受交付罪の構成要件に該当するので、詐欺罪は適用できないという主張を展開することは実務上困難になったといえる。

もっとも、これらの最高裁決定はどのような立場を前提にしているか明示していないので、現時点では観念的競合説、補充関係説、択一関係説のいずれの立場からも説明が可能である [18]。したがって、これらのいずれの立場（又はこれらと異なる新たな立場）が妥当であるのかについて、さらに議論を深めていく必要があろう。

●――注

1）小滝敏之『補助金適正化法解説〔全訂新版増補第2版〕』（全国会計職員協会、2016年）391頁。

2）安原美穂「いわゆる補助金適正化法について」曹時7巻10号（1955年）17頁、小滝・前掲注1）391頁以下参照。

3）安原・前掲注2）17頁、小滝・前掲注1）393頁。

4）安原・前掲注2）17頁以下、小滝・前掲注1）394頁など参照。

5）本評釈における**事実の概要**欄①は間接補助金であるので、補助金等不正受交付罪の対象になるが、②「大阪府私立幼稚園経常費補助金」及び③「大阪府特別支援教育費補助金」は大阪府が交付主体であり、④「大阪市私立幼稚園特別支援教育費補助金」及び「大阪市私立幼稚園特別支援教育費交付金」は大阪市が交付主体であり、そもそも補助金等不正受交付罪の対象にならないように思われる（ただし、この財源の一部が補助金等であれば、「間接補助金等」にあたるので、その場合は補助金等不正受交付罪の適用対象になる可能性がある）。

6）たとえば、団藤重光『刑法綱要各論〔第3版〕』（創文社、1990年）607頁など。

7）生田勝義「補助金等不正受交付罪と詐欺罪に見る法的関係の相対性」立命407号（2023年）21頁。

8）佐竹宏章「詐欺罪における欺罔行為と財産騙取」佐伯仁志ほか編『刑事法の理論と実務3』（成文堂、2021年）221頁。

9）安原・前掲注2）19頁、小滝・前掲注1）397頁。

10）安原・前掲注2）22頁。

11）城祐一郎『特別刑事法犯の理論と捜査［1］』（立花書房、2010年）23頁。さらに、佐伯仁志「補助金の不正受給と詐欺罪の関係について」研修700号（2006年）75頁以下、斉藤豊治ほか編『新経済刑法入門〔第3版〕』（成文堂、2020年）353頁［松宮孝明］も参照。

12）関善貴「判批」研修884号（2022年）26頁以下。本決定の第一審判決をそのように読む余地があると指摘するのは、小野上真也「判批」刑ジャ69号（2021年）239頁。

13）小滝・前掲注1）397頁。これとは異なり、本決定の第一審判決は、補助金等不正受交付罪の保護法益として、「補助金等の交付の申請、決定等に関する事項を規定することにより、補助金等の交付の不正な申請及び補助金等の不正な使用の防止等を図ること」を挙げている。

14）北島孝久「判批」警論54巻8号（2001年）221頁以下、斉藤ほか編・前掲注11）353頁［松宮］。

15）佐伯・前掲注11）81頁。

16）たとえば、最決平21・9・15刑集63巻7号783頁など。

17）佐伯・前掲注11）81頁。

18）内藤恵美子「判解」曹時74巻8号（2022年）186頁。これに対して、田山聡美「判批」令和3年度重判解（ジュリ1570号）138頁は、最高裁令和3年決定で特別規定説と補充規定説が否定されたものと理解している。